

松山市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月改定)における主な基本施策の令和4年度取組状況

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の取組状況	今後の方針
基本方針1. 市民・事業者・行政のパートナーシップで、3Rを一層推進します						
1	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	循環型社会実現の基礎となる情報提供	「ごみ分別はわかり帳」等の各種啓発冊子による分別の徹底	<p>転入手続の際などに「ごみ分別はわかり帳」を配布したり、「地区別ごみカレンダー」を全戸配布したりすることで、適正分別の促進を図っていますが、家庭系可燃ごみの中には、依然としてリサイクル可能な紙類やプラスチック製容器包装が一定量含まれています。</p> <p>今後も、リサイクル可能なごみが可燃ごみに混入しないよう、継続してごみの分別について積極的な啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月に地区別ごみカレンダーを全戸配布し、ごみの分別や出し方について啓発した。</li> <li>・市民課や支所での転入手続の際に地区別ごみカレンダー、粗大ごみ収集申込みガイド及びごみ分別はわかり帳を転入セットとして配布した。</li> <li>・大学入学時オリエンテーションで新入生に単身者向け啓発チラシ及びプラスチック製容器包装の分別案内チラシを配布し、分別等について啓発した。</li> <li>・市内全ての小学校4年生にごみ学習帳(小学生向け)を配布し、ごみの分別やリサイクルについて啓発した。</li> </ul> <p>○発行・配布している各種啓発冊子等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別ごみカレンダー ・粗大ごみ収集申込みガイド ・ごみ分別はわかり帳</li> <li>・ごみ学習帳(小学生向け) ・プラスチック製容器包装の分別案内チラシ</li> <li>・単身者向け啓発チラシ ・大きな文字のごみ分別案内【松山・北条版】【中島版】</li> <li>・外国語版ごみ分別サポートガイド【英語】【中国語】【韓国語】【ベトナム語】</li> <li>・ごみ集積場所用ラミネート看板 ・くらしの3R実践帖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシや資料を配布しPRを行うほか、大学や他の団体にも学習会のPRを行うなど、周知・啓発の機会を増やす。</li> </ul>
2	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	循環型社会実現の基礎となる情報提供	インターネットを活用した情報公開等の推進	<p>市民が手軽に情報を取得できるよう、ホームページ上でごみに関する統計資料や調査・研究資料を公開したり、転出入の多い大学のホームページにリンクを貼ったりするなど、情報環境を整備しています。</p> <p>令和2年度からは、松山市LINE公式アカウントに、家庭ごみの分別を検索できる機能や、市民からの不法投棄、野外焼却の通報機能を追加したほか、南クリーンセンターの混雑状況をリアルタイムで映像配信するなど、情報発信や情報交換の手段を多様化させています。</p> <p>今後も、積極的に情報を公開するとともに、市民・事業者との情報共有を効率的かつ効果的にいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の松山市のごみ排出量等の実績を市ホームページに公表した。</li> <li>・松山市LINEアカウントで、ごみ分別の検索機能の充実を図った。</li> <li>・ユーチューブをプラットフォームとして、南クリーンセンターに設置したライブカメラで混雑状況の映像を配信した。</li> </ul> <p>令和4年度の総視聴回数：141,874回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別の啓発機能について、地域の説明会などで積極的に周知するとともに、検索履歴を基に機能を充実させる。</li> <li>・いいね数やチャンネル登録者数が増加していることから、市民の好評を得ているものと考えられるため、ライブカメラの取組を継続する。</li> </ul>
3	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の推進	「まつやまRe・再来館」での環境教育の普及啓発	<p>まつやまRe・再来館では、環境啓発の拠点として、環境に関する講座を月20回程度開催するほか、環境保全に関連する展示やリサイクル家具の販売等を行っています。近年はSNSや動画サイトを活用し、環境について楽しく学べるコンテンツを配信し、環境教育の拡充を図っています。</p> <p>今後もまつやまRe・再来館を環境教育の重要な活動拠点の一つとして位置付けるとともに、運営を行っている市民活動団体等と連携し、講座・工房の情報提供を積極的に行うなど、地球温暖化や3Rに関する普及啓発を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽楽リサイクル講座や館内展示のほか、リサイクル家具を展示販売するなど、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の啓発を進めた。</li> <li>・りっくるだよりやホームページに加え、SNSを活用した周知を実施することで、様々な世代に向けた情報発信を行った。</li> <li>・定員制限や手指消毒の徹底など、コロナの感染防止対策を図りながら事業を実施したほか、オンライン開催などを積極的に実施し、環境に関する啓発を進めた。</li> </ul> <p>○主な啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽楽リサイクル講座：開催回数1,785回、受講者数1,599名</li> <li>・りっくる感謝ウィーク：開催回数9日、参加者数1,026名</li> <li>・自然観察イベント等：開催回数12回、参加者数409名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにも理解しやすくリニューアルした館内展示等を活用するとともに、海洋プラスチックや食品ロスの削減等、関心の高い環境問題をテーマとした講座やイベントを展開することで、若い世代の来館者の増加を目指す。</li> </ul>
4	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の推進	ごみに関する学習機会の充実	<p>ごみの分別や適正排出は、若年層への学習機会の提供が効果的であるため、小学生を対象とした体験型学習「サマー！エコキッズスクール」のほか、市内小学校などでの粗大ごみ収集の実演やごみに関する学習会の開催などに取り組んでいます。</p> <p>今後もこのような取組を継続し、ごみに関する学習機会の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に環境保全への理解を深めてもらうため、学校・公民館等へのエコリーダー派遣を実施した。</li> <li>・小学4年生から6年生を対象に、環境保全の大切さに気づき、行動することを喚起していくため、体験型学習「サマー！エコキッズスクール」や、環境関連施設の見学や自然を体感する体験型環境バスツアー(オンラインツアーを含む。)などを実施した。</li> <li>・小学校4年生を対象にごみ学習帳を配布し、ごみ収集車による粗大ごみ処理の実演やごみに関する学習会を開催した。</li> </ul> <p>○取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市エコリーダー：派遣者数(延べ)46名、受講者数1,356名</li> <li>・サマー！エコキッズスクール：受講者数199名</li> <li>・体験型環境バスツアー：参加者数295名、オンラインツアー91名</li> <li>・ごみ学習会：8校760名(バスツアー事前学習含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の増加を図り、積極的な啓発に努める。</li> <li>・各小学校への周知や先生へ説明を行うなど、ごみ学習会の開催機会を増やす。</li> </ul>

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の取組状況	今後の方針
5	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の推進	地域リーダーの育成	ごみの減量・分別の徹底を図るため、行政と市民をつなぐパイプ役として活動する廃棄物減量等推進員や廃棄物減量等協力員を対象に、研修会等を開催しています。 今後もこのような地域リーダーを対象に、適切なごみの分別や排出等に関する研修会等を開催するなど、人材の育成に努めます。	・市内32地区で廃棄物減量等推進員125名を委嘱、廃棄物減量等協力員168名を認定した。 ・推進員・協力員が、各地区でごみ分別や減量に関する自主的な活動を実施した。 ・第2回廃棄物減量等推進員会で、家庭から出るごみの適正排出や減量のための啓発など、地域で積極的にかつ継続的に活動している方を称える「ごみステーションクリーンアップ功労者表彰」を実施した。  ○実施した研修会 ・令和4年7月6日 第1回廃棄物減量等推進員会 ・令和4年11月16日、29日 研修会 ・令和5年2月9日 第2回廃棄物減量等推進員会	・各地区の推進員・協力員が、それぞれの地区の特徴を活かした取組が推進できるように、意見や要望を研修内容などに反映させていく。
6	環境教育の推進と的確な情報共有・普及啓発	環境教育の充実・啓発活動の推進	ポイ捨て防止の充実	美しいまちづくりを進めるため、人が多く集まる重点地区で清掃やパトロールを実施するほか、たばこの吸い殻などが多く捨てられる場所では、ポイ捨て禁止看板で注意を喚起しています。また、美化活動に熱心に取り組む企業を表彰するなど、ポイ捨てを防止する機運を高めています。 今後もこのような取組を継続するほか、事業所や自宅周辺などの身近なところを定期的に清掃する「プチ美化運動」について、事業者や市民の参加を促進します。	・「美しいまちづくり重点地区」の啓発パトロール、清掃業務とカラス等の害鳥によるごみの散乱防止パトロール、清掃業務等の対策を実施した。 ・市内の事業所や市民グループに事業所や自宅周辺の定期的な清掃を呼びかけ、美観を維持するとともに美化意識の向上に努めた。 ・まち美化サポート犬の周知啓発に力を入れたことで、29件の新規登録につながった。 ・市民の意識向上を図り、美しいまちづくりの推進へと繋げることを目的として、ポイ捨て禁止看板のデザインを広く市民から募集し、デザインを刷新した。	・現在の取組を継続しながら、プチ美化運動の加入団体の増加を図り、広報に注力する。
7	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの推進	プラスチック・スマートの普及啓発	本市は、使い捨てプラスチックの削減に向けて、各種メディアを活用して啓発するほか、マイバッグやマイボトルの持参など、身近にできるリデュースを呼び掛けています。また、まつやまRe・再来館では、プラスチック削減をテーマに講座を開催し、小中学生が海洋汚染の実態やプラスチックに頼らない暮らしを学んでいます。今後もこのような取組を通してライフスタイルの変革を促し、プラスチックと賢く付き合うプラスチック・スマートを啓発します。	・環境省の推進する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録し、メディア啓発や講座説明などの機会を捉えて、便利なプラスチックと賢く付き合うことで必要以上のプラスチックを使わないことや、代替素材を活用することなどを呼び掛けた。 ・企業や団体と連携し、海岸や河川での清掃活動とそれに合わせた学習会を実施した。 ・エコリーダー派遣やサマー！エコキッズスクールで海洋ごみやプラスチックに関する講座を開催した。	・プラスチックとの賢い付き合い方に関する啓発を継続するとともに、プラスチックごみに関する情報発信を行う。 ・プラスチック・スマートを若年層に働きかけるため、関心や興味を持てる充実した内容の事業を計画する。
8	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの推進	不要品等の再使用の推進	市民が排出した粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具は、まつやまRe・再来館で修理し、市民に販売しています。今後もごみとなった物のリユースを推進するほか、不要品がごみになってしまう前に、それらを資源として循環させる取組を推進します。	・家庭から粗大ごみとして排出された家具等を再び使用できるよう、まつやまRe・再来館で修理・販売した。 ・まつやまRe・再来館で、端材等を加工することで再使用を促す工房スペースを運営した。 ・「ゆずります・ゆずってください」掲示コーナーを運営し、リユース意識の向上を図った。  ○取組実績 ・リサイクル家具の販売数：1,154点 ・リサイクル工房の利用者数：1,218名 ・修理工房の開催回数：11回	・再使用を働きかけ、限りある資源を大切に使うことを促す。
9	循環型社会の形成	3Rがより進むライフスタイルの推進	3Rに配慮したイベントの普及啓発	環境に配慮したイベントが定着することを目的として「松山市環境配慮型イベントマニュアル」を作成しており、この中で、マイバッグ持参によるごみの発生抑制や、繰り返し使える食器の使用等を案内しています。イベントの開催は、多くのごみの発生が見込まれる一方で、参加者の環境意識の醸成を図る絶好の機会でもあります。今後も本マニュアルを周知し、主催者、出展者、参加者に、環境にやさしい行動を促します。	・新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止又は飲食の提供を控えたため、リサイクルカップやリサイクルどんぶりの貸出しを行っていない。	・イベントマニュアル及びリユース食器の貸出しの周知を行う。
10	循環型社会の形成	ごみ減量の推進	食品ロスの削減に向けた普及啓発	毎週金曜日に冷蔵庫の中をチェックし、賞味期限などを把握することで余分な買い物を防ぐ「冷蔵庫チェック」のほか、懇親会などの会食の際、最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむことで外食時の食べ残しを減らす「3010運動」の推進などに取り組んでいます。今後もこのような取組を継続することで市民の行動変容を促し、食品ロスの削減を推進します。	・消費期限や在庫を確認して余分な買物をしていないよう「冷蔵庫チェック」を呼びかけたほか、「3010運動」を呼び掛けるなどして、食品ロスの削減に向けた啓発に取り組んだ。 ・メディアや講座、イベント等の機会を捉え、買い物前から買物中、調理、保存までの一連の場面でできる食品ロス削減の工夫を啓発した。 ・企業や団体等によるフードドライブ活動を支援するため、フードドライブセットの貸出を開始した。	・SNSの活用や子育て世代が集まるイベントでの周知など、様々な手法で食品ロスの削減に向けた啓発を行う。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の実績状況	今後の方針
11	循環型社会の形成	ごみ減量の推進	水切り等によるごみ減量の推進	電気式生ごみ処理機の購入費に対して補助を行い、家庭から排出される生ごみの減量を推進しています。令和2年度には、生ごみの約80%は水分であり、排出時の水切りにより減量効果が見込めるため、市民からアイデアを募り、生ごみ水切り啓発ピクトグラムを作成しました。今後は、ピクトグラムをデザインした水切り袋の配布などを通してシンボルマークとしての認知度を高め、市民の水切り行動を促します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活で取り組むことができるごみ減量策をまとめた「くらしの3R実践帖」を作成し、地域での説明会やイベントなどで配布した。</li> <li>広報まつやま、ウィークリーえひめリックなどの広報紙で生ごみ水切りの啓発を行った。</li> <li>イベント来場者に生ごみ水切り啓発ピクトグラムをデザインした水切り袋を配布した。</li> <li>広報まつやま、清掃課ホームページに補助金制度について掲載した。</li> </ul> ○取組実績 電気式生ごみ処理機の補助機数実績 69基	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙や地域での説明会などを通して、ごみ減量と水切りの関係性や効果等、水切りを行うことで大きなごみ減量に繋がることを周知する。</li> </ul>
12	循環型社会の形成	ごみ減量の推進	「事業者用ごみ分別はやわかり帳」等による事業系ごみ分別の徹底	「事業者用ごみ分別はやわかり帳」や「事業系ごみ適正処理リーフレット」を配布したり、各種団体等との連携による出張説明会を開催したりしています。今後も資源化物の適切な回収や、産業廃棄物の混入防止に努め、事業系ごみの適正分別を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、出張説明会は開催できなかったものの、事業系廃棄物の適正処理に関する啓発映像(DVD)の貸出しや事業者用(飲食店対象)啓発ポスターの配布など、可能なかたちでの周知啓発を図った。</li> <li>各センターへのごみの持ち込みに際しては、申請書へごみの品名を具体的に記載させるとともに適宜聞取りを行うなどして、産業廃棄物が混入することのないよう徹底した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を活用し、排出事業者指導・講習会等を行う。</li> <li>令和5年度も「事業系ごみ適正処理リーフレット」に加えて「事業者用啓発ポスター」を配布する。</li> <li>産業廃棄物の持込みが疑われる者がいれば、聞取りを行うとともに、受付時に氏名、住所、車両ナンバーを記録しておくなど、不適切な搬入を防止する体制を継続する。</li> </ul>
13	循環型社会の形成	リサイクルの推進	廃棄物系バイオマスの再資源化ルートの推進	学校やスーパーなどから排出される事業系の生ごみや木くずの一部は、民間事業者により再資源化されています。今後も「事業者用ごみ分別はやわかり帳」や「事業系ごみ適正処理リーフレット」等を通して、このような取組を排出事業者へ周知し、廃棄物系バイオマスの再資源化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者へ「事業系ごみ適正処理リーフレット」等を配布し、リサイクルルートの周知に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も排出事業者へ「事業系ごみ適正処理リーフレット」等を配布して再資源化ルートの周知に努めるとともに、講習会や説明会等の機会を通じてリサイクルの推進を図る。</li> </ul>
14	循環型社会の形成	リサイクルの推進	小型家電リサイクルの推進	南クリーンセンターに直接搬入された粗大ごみや、市が戸別回収した粗大ごみから小型家電を選別するほか、市有施設に回収ボックスを設置するなど、積極的に小型家電を回収し、リサイクルに取り組んでいます。今後も質の高いリサイクルシステムを維持し、小型家電リサイクルを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報まつやま、リビングまつやま、学習会などを通して、清掃課、市役所本庁や支所等に設置している回収ボックスの利用を周知・啓発した。</li> <li>南クリーンセンターに持込まれた粗大ごみの中から小型家電を選別、回収し、リサイクル事業者へ引渡すことで再資源化を図った。</li> <li>リサイクル事業者への引渡し量:831トン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一層の認知度向上に向け、周知・啓発に取り組む。</li> <li>小型家電のリサイクルは貴重な資源の保護につながるため、取組を継続する。</li> </ul>
15	循環型社会の形成	リサイクルの推進	更なるリサイクルの検討	可燃ごみの中には、生ごみや木くず、古布、使用済紙おむつなど、資源としてリサイクルできるものが含まれています。可燃ごみとして回収したもからこれらを選別するのは容易ではないため、排出時点で分別されることが理想です。今後は、市民や事業者の負担感などにも配慮しつつ、技術革新や国の動向など社会情勢の変化を注視し、必要とされる時期に分別区分の見直しなどを検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済紙おむつのリサイクルについて検討するため、介護施設や保育施設等の排出事業所に対して、使用済紙おむつの排出状況やリサイクルに関する意識等を問うアンケート調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や他都市の動向に関する情報収集に努めながら、アンケート調査の結果を基に、本市での使用済紙おむつリサイクルの実現可能性を検討する。</li> </ul>

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の取組状況	今後の方針
基本方針2. 排出から最終処分まで、適正処理を確保します						
16	ごみの排出に関する施策	ごみ排出ルートの整備	分別・ごみ出しルールの徹底	排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日・収集時間が守られていないものも見受けられます。今後も地域の廃棄物減量等推進員・協力員と連携して是正を図るほか、転入者向けのごみ分別はわかり帳や地区別ごみカレンダーの配布、学校や町内会等の団体を対象とした出張講座などにより、分別・ごみ出しルールの徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別について学校や地域の説明会で引き続き周知・啓発を行うとともに、5種類のラミネート看板を作成し、ごみ集積場所の状況に応じて、希望する地域へ配布した。</li> <li>○取組実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月 新生活 ごみ出しルール（南海放送）</li> <li>新生活 ごみ出しルール（南海放送ラジオ）</li> <li>令和4年5月 新生活 ごみ出しルール（CATV）</li> <li>令和4年6月 生ごみの水切り（広報まつやま）</li> <li>令和4年8月 雑がみも大切な資源（広報まつやま）</li> <li>令和4年9月 ごみ出しルール4原則（ウィークリーえひめリック）</li> <li>令和4年10月 生ごみの水切り（広報まつやま）</li> <li>令和4年11月 スプレー缶の排出（広報まつやま）</li> <li>令和4年12月 家電四品目の適正処理（広報まつやま）</li> <li>令和5年2月 粗大ごみの出し方（リビングまつやま）</li> <li>令和5年3月 小型家電回収ボックス、小型充電式電池回収ボックス（広報まつやま）</li> </ul> </li> <li>※ごみ集積場所用ラミネート看板は町内会等の希望者へ随時配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引越しの多い4月にテレビ放送や広報まつやま、大学の新生オリエンテーションを通じて、ごみ出しルールの啓発を強化するほか、廃棄物減量等推進員と連携し、地域の実情に応じた対応を行う。</li> </ul>
17	ごみの排出に関する施策	ごみ排出ルートの整備	排出禁止物の処理ルートの確保	市による適正処理が困難なごみ（排出禁止物）は、市では収集しないこととしているため、民間事業者による取組などを活用して処理ルートを確認してきましたが、新製品の開発などにより、これまではなかった排出禁止物が発生することも想定されます。今後も引き続き、排出禁止物の処理ルートを確認し、適正にごみを処理できる体制を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度末時点で排出禁止物の処理ルートは確保されており、不法投棄の回収等によりクリーンセンターで受け入れざるを得ない物は、適正処理が可能な事業者へ処分を委託した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の技術的助言や他市の事例等も参考にし、処理困難なごみの情報を収集する。</li> <li>新たな処理困難ごみが生じる可能性があれば、先んじて対策を講じ、適正な処理ルートを確認する。</li> </ul>
18	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	最終処分場への搬入ごみの指導・監視	搬入物の内容確認を徹底し、産業廃棄物や排出禁止物などの不適正なごみの搬入を防止しています。また、そのようなごみを持ち込んだ者に対しては、分別ルールの指導を重点的に行い、再発防止を徹底しています。今後も最終処分場での指導や監視を徹底し、ごみの適正処理を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適正なごみの搬入を防止するため、平成18年4月から実施している搬入時立会（監視カメラ映像の確認含む。）を継続して実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の持ち込みが疑われる者がいれば、聞取りを行うとともに、受付時に氏名、住所、車両ナンバーを記録しておくなど、不適切な搬入を防止する体制を継続する。</li> </ul>
19	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	事業系ごみの市外からの不法持ち込み防止	本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、市外で発生したごみを市内に持ち込むことはならないことになっています。今後も許可業者への指導を徹底し、近隣市町とも連携を図りながら、市外ごみの不法持ち込みを防止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物収集運搬業者の説明会資料に、市外で発生した一般廃棄物の市内搬入を禁止している旨を記載するとともに、一般廃棄物収集運搬業許可証に許可の条件として明記するなどして、許可業者への周知を行った。</li> <li>許可業者への立入検査時に、他市町の一般廃棄物の搬入がないことを確認し、市外ごみの搬入防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も一般廃棄物収集運搬業許可業者への説明会等の際に、市外ごみの持ち込みが禁止されていることを周知する。</li> <li>立入検査時に違反が認められる場合には、行政指導や行政処分を実施するなどして適正処理の確保に努める。</li> </ul>
20	ごみの排出に関する施策	指導・監視の徹底	パトロール等による不法投棄の防止	不法投棄頻発箇所に監視カメラを設置するほか、山間部などの不法投棄が発生する可能性の高い地域を重点的にパトロールしています。今後も監視カメラの効果的な運用方法を検討するほか、啓発看板や不法投棄防止ネットを配布するなど、地元自治会・住民等とも連携を図りながら、不法投棄を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄頻発箇所を中心とした職員によるパトロールに加え、夜間及び休日パトロールの民間警備会社への委託や山間部・島しょ部の住民にボランティアパトロールの協力要請を行うなど、関係機関との連携を強化しながら、不法投棄の未然防止、早期発見と行為者の指導に努めた。</li> <li>1 不法投棄防止監視パトロール <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)職員による平日パトロール：述べ549回、休日パトロール：43回</li> <li>(2)民間委託による夜間パトロール：250回、休日パトロール：52回</li> <li>(3)ボランティアパトロール：29地区</li> </ul> </li> <li>2 監視カメラの設置 不法投棄多発地点にカメラを設置</li> <li>3 不法投棄事案対応 170件の不法投棄事案に対応</li> <li>4 広報啓発活動 松山市内のスーパーや百貨店等、50店舗で啓発放送を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄頻発箇所や不法投棄が発生する可能性の高い地域を重点的にパトロールし（夜間休日含む。）、事前の抑止に努める。</li> <li>移動可能な監視カメラ等を利用し、多発防止に努める。</li> </ul>

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の実施状況	今後の方針
21	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な収集運搬の確保	適正な収集・運搬体制の維持	本市が直接ごみの収集・運搬を行う際は、ごみの飛散・流出を防止するなど、法令で定められた基準を遵守しています。また、本市が収集・運搬を委託した事業者に対しては、定期的に研修会を開催し、法令遵守の徹底を促しています。今後もこのような取組を徹底し、市民が安心できる収集・運搬体制を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営収集が開始されて以来3名であった車両乗員数を全班（可燃・粗大・水銀・不法）2名とし、効率的な収集作業とルート走行に努めた。</li> <li>また、令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症の予防を徹底し、感染症蔓延による収集遅滞を招くことなく作業を実施した。</li> <li>委託業者に対し、令和5年3月に委託業務研修会を実施した（コロナ禍のため書面開催）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の収集業務を適切に継続していく。</li> </ul>
22	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な収集運搬の確保	ごみ収集車による環境負荷の低減	本市のごみ収集車には、廃食用油から精製された燃料(BDF)を使用し、環境負荷の低減に努めています。今後も引き続きBDFを使用するとともに、その他の低公害車についても情報収集を行うほか、IoT やAIなどを活用した運搬ルートの最適化など、ソフト面の対策についても検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>BDFを使用して23台の収集車両(パッカー車)を運行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低減に繋がる燃料・機材のほか、IoTやAIの活用などについて、更なる情報収集に努める。</li> </ul>
23	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な中間処理の確保	南クリーンセンターの適正な維持管理	南クリーンセンターでは、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行っています。また、余熱を利用した発電や、隣接する温水プールへの熱供給など、ごみを焼却する際の余熱を有効活用しているほか、焼却灰のセメント原料化にも取り組んでいます。今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。なお、南クリーンセンターは竣工から約26年が経過し、老朽化が進行しているため、施設の更新も見据えて、今後の施設整備の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保全状態を良好に維持するため、適正なごみの受入れ、効率的な整備を行った。</li> <li>期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果が最大限に発揮されるよう、適切な整備を行う。</li> </ul>
24	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な中間処理の確保	西クリーンセンターの適正な維持管理	西クリーンセンターでも、南クリーンセンターと同様に、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、点検・整備を計画的に行っています。また、西クリーンセンターでは、焼却灰の熔融処理を行い、発生する熔融スラグをアスファルト骨材などとして有効に活用しています。今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営をSPC(特別目的会社)に委託し、企業のもつ経営ノウハウや技術に関する知見を活用しながら、適正な維持管理を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月次報告や点検整備報告等を通じて、SPCによる適切、効率的な運営が行われているかモニタリングする。</li> </ul>
25	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な中間処理の確保	中島リサイクルセンターの適正な維持管理	中島リサイクルセンターは、島しょ部で排出されるごみを集約し、缶類、びん類等の資源化物を選別するなど、島しょ部のごみ処理の拠点として機能しています。今後も島しょ部のごみを滞りなく処理し、適切に資源を回収する体制を確保するため、引き続き、適正な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化物の選別、圧縮、梱包等を行い、再資源化を図った。</li> <li>期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した運営を行うため、引き続き、人員配置(確保)、施設の適正な維持管理を行う。</li> </ul>

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の取組状況	今後の方針
26	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な最終処分の確保	横谷埋立センターの適正な維持管理	横谷埋立センターでは、放流水や地下水の水質など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行っています。また、埋立地から出た排水に含まれる塩類を消毒剤としてリサイクルし、下水浄化センターで使用するエコ次亜1)事業に取り組み、処理費用やCO2排出量の低減を図っています。今後もこのような取組を継続し、循環型社会・脱炭素社会にも配慮した適正な維持管理を行います。	・エコ次亜事業も順調に継続しており、期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。	・今後も適正な維持管理を継続する。
27	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な最終処分の確保	大西谷埋立センターの適正な維持管理	大西谷埋立センターでは、横谷埋立センターと同様に法令で定められた各種基準を遵守しつつ、点検・整備を計画的に行っています。今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。	・期間を通じて維持管理上の問題は生じず、安定した運営を行うことができた。	・今後も適正な維持管理を継続する。
28	収集運搬・中間処理・最終処分に関する施策	適正な最終処分の確保	横谷廃棄物センターの適正な維持管理	横谷廃棄物センターでは、平成15年度の横谷埋立センター稼働開始に伴い受入を休止して以降、ガス抜管の設置などの安定化策を実施しながら、適正な維持管理を行っています。今後も発生ガスや浸出水の状況等を確認しながら、計画的な廃止に向けて、引き続き適正な維持管理を行います。	・点検整備を実施し、施設の適正な維持管理を行った。	・水質等のモニタリングを継続し、廃止に向けた準備を進める。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の取組状況	今後の方針
基本方針3. 社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築します						
29	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	ごみ発電の推進	ごみ発電で得られる電力を当該施設内で使用したり、余剰電力を売電したりすることで、化石燃料由来の電力の代替となり、温室効果ガスの削減につながります。また、災害時には、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できます。本市では、両クリーンセンターでごみ発電を行っており、発電した電力を電気自動車(EV)に充電するシステムも備えています。今後も引き続きごみ発電を行うとともに、発電した電力の有効活用に努めます。	・南クリーンセンター、西クリーンセンターともに安定した発電を行った。 ○取組実績 南クリーンセンター発電量：約954万kWh（うち、売電量約279万kWh） 西クリーンセンター発電量：約4,025万kWh（うち、売電量約2,218万kWh）	・今後も安定した発電が行えるよう、点検整備を実施する。
30	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入検討	「プラスチック資源循環戦略」の基本原則には、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収することが掲げられています。本市は現在、指定ごみ袋制としていませんが、脱炭素社会の形成を見据え、国や他自治体の動向について情報収集しつつ、バイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋制導入に向けて検討します。	・バイオプラスチックについて情報収集を行うとともに、国が令和3年1月に公表した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を基に課題等を議論した。	・引き続き国や他都市の動向を注視するなど情報収集を行い、バイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋制等について検討を進める。
31	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	EVごみ収集車の導入検討	脱炭素の機運の高まりを受け、EVごみ収集車を導入する自治体が増えています。EVごみ収集車は、ごみ発電で得た電力を使用することで走行中の温室効果ガス排出を抑制できるほか、災害時には非常用電源として活用することもできます。今後は、環境負荷が少ないごみ収集体制の構築を目指し、EVごみ収集車の導入について検討します。	・電気式自動車については、R2年度以降、現行の開発車両の情報収集を行っているが、本市の収集業務では航続距離能力が不足するため、後期開発車が市場に出るまでは運用を見送ることとした。	・最新車両等について、更なる情報収集に努める。
32	環境課題への対応	気候変動影響の緩和	下水浄化センターでのバイオマス利活用への検討	本市の下水浄化センターでは、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを燃料として「消化ガス発電」を行っています。生ごみなどの廃棄物系バイオマスは、下水汚泥と併せて処理することが可能であり、それにより消化ガスをより多く取り出すことができます。今後は、資源の有効活用、脱炭素社会実現の手段の一つとして、下水浄化センターでのバイオマス利活用についても検討します。	・下水処理施設での廃棄物系バイオマス利活用を行っている他都市の事例について情報収集を行った。	・国や他都市の動向等について情報収集を行いながら、引き続き検討を進める。
33	環境課題への対応	気候変動影響への適応	災害廃棄物への対応	災害により発生したごみを適正かつ迅速に処理し、被災後の早期復旧・復興を図ることを目的として、本市は「松山市災害廃棄物処理計画」を策定しています。今後も、計画の実効性を高めるための点検・見直しを適宜行うほか、講習会の開催や訓練の実施などにより職員のスキルアップを図り、災害廃棄物の処理体制の強化を図ります。	・環境省中国四国地方環境事務所の災害廃棄物処理対策研修モデル事業を活用した。庁内の災害廃棄物処理訓練や説明会を実施し、職員のスキルアップを図った。 ・自主防災組織ネットワーク会議や総合防災訓練に参加し、市民に対して災害時のごみの出し方や仮置場の設置について周知・啓発を行った。	・職員を対象とした研修を継続的に実施し、対応力向上を図る。 ・災害廃棄物処理計画の見直しやマニュアルの策定を行うなど、処理体制の強化に努める。 ・平時から市民への周知・啓発に努める。

	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の実施状況	今後の方針
34	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「ごみの排出」に関する影響と適応策	「ごみの排出」に関する気候変動影響として、気温上昇によるごみステーションでの悪臭増加や衛生動物の誘引、降雨量増加によるごみ質の変化などが懸念されます。今後は、このような影響への備えとして、生ごみの水切り・ごみ袋密封を啓発するほか、効率的な収集によるごみの滞留時間の短縮化、廃棄物減量等推進員・協力員との連携によるごみステーションの清掃徹底などの対策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの水切りについて、地域での説明会やまちかど講座などで周知・啓発を行うとともに、イベント来場者に生ごみ水切り啓発ピクトグラムをデザインした水切り袋を配布した。</li> <li>廃棄物減量等推進員・協力員に対して、推進員会や研修会を通じて、正しいごみの出し方やごみ減量の方策などを周知・啓発し、各地域の家庭ごみの適正処理を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の説明会等を通じて、水切りの重要性をアピールし、市民意識の向上を図る。</li> <li>効率的な収集によるごみの滞留時間の短縮に努めるとともに、廃棄物減量等推進員・協力員には、推進員会や研修会を通じて、周知・啓発していく。</li> </ul>
35	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「収集・運搬」に関する影響と適応策	「収集・運搬」に関する気候変動影響として、暑熱による作業効率低下や熱中症リスクの上昇、豪雨による道路の冠水で収集が困難となることなどが懸念されます。今後は、水分や塩分、休憩を適切に取ることを促して作業従事者への影響を軽減するほか、まつやま内水ハザードマップ等を活用し、冠水リスクを踏まえた収集ルートや平常時から検討することなどにより、収集・運搬の体制確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営収集については、気候や状況に応じた体調管理の注意喚起を実施した。また、災害等により、既存の収集ルートが通行できなくなった場合に代替コースを設定できるよう、各収集ルート周辺道路の熟知に努めた。</li> <li>委託業者に対し、水分や塩分、休憩の適切な取得、まつやま内水ハザードマップの活用など、気候変動影響に対する対策を講じ、収集・運搬体制を確保するよう指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>梅雨の時期や気温が上昇する時期など、時節に応じた対策を継続して実施する。</li> </ul>
36	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「中間処理」に関する影響と適応策	「中間処理」に関する気候変動影響として、河川の氾濫によるごみ処理施設への浸水などが懸念されます。特に、南クリーンセンターは、重信川と石手川の合流点近くに位置しているため、一層の対策強化が求められます。南クリーンセンターは老朽化が進行しているため、このような観点も踏まえて、「まつやま洪水ハザードマップ」等を参考にしながら、今後の施設の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>南クリーンセンターでは、河川の氾濫により施設が浸水した場合を想定した訓練を毎年1回行い、職員の対応スキル向上を図っている。令和4年度も同様に訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における対応方法の検討・訓練を適宜行い、発生時の被害軽減および適正なごみ処理の継続を図る。</li> <li>今後の施設の在り方については、ごみ処理広域化に向けた議論なども踏まえて検討を進める。</li> </ul>
37	環境課題への対応	気候変動影響への適応	「最終処分」に関する影響と適応策	「最終処分」に関する気候変動影響として、豪雨に伴う土砂災害により、車両の通行が困難となることのほか、停電による設備の稼働停止などが懸念されます。今後は、迂回ルートの設定や薬品などの消耗品の在庫管理、非常時の給電方法など、土砂災害発生時の対応方法の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に梅雨から夏場にかけて豪雨の可能性が高まった際には、事前に施設の調査点検を行ったり、緊急時の対応策を運転管理業者と改めて打ち合わせたりするなど、関係者同士の連携を密にし、突発的な天候の変化にも対応できる体制を構築した。</li> <li>薬品などの消耗品については、豪雨などの異常気象の可能性を考慮した在庫管理を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査点検によってトラブルを未然に防止するとともに、土砂災害時の迂回ルートの策定、非常時の給電方法について引続き検討を重ねる。</li> <li>横谷埋立センター、大西谷埋立センター間の連携をより密にし、即時に柔軟な受入れを行えるよう体制を整える。</li> </ul>
38	社会的課題への対応	費用対効果を考慮したコストの最適化	ごみ処理体制の効率化	本市のごみ処理には、毎年総額で約65億円を必要としています。厳しい財政状況の中、費用の低減は喫緊の課題であり、一層の効率化が求められています。今後は、IoTやAIの活用によるごみ収集ルートの最適化、人員・機材の効率的な配置・運用の検討など、費用対効果を考慮した施策の見直しを行うことで、一層の効率化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみの直営収集地区（東石井・西石井・浮穴・久谷）では、最適な収集が可能となるよう、適宜ルートの見直しを行い収集を実施した。</li> <li>適正なごみの受入れや計画的な整備を行い、ごみ処理施設の効率的な維持管理を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集効率と市民生活への影響度を鑑み、適切なルート構築検討を続ける。</li> <li>状況変化に応じた人員配置や計画的な整備の実施により、効率的な施設運営を継続する。</li> </ul>
39	社会的課題への対応	費用対効果を考慮したコストの最適化	ごみ処理費用の公表と費用負担の在り方の検討	税金のみを財源としている現在のごみ処理体制では、排出量の多い市民と少ない市民とで費用負担に明確な差がつかせません。一方で、ごみ処理を有料化した場合は、費用負担の公平化が図られるとともに、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、一層の排出抑制につながることも期待されます。今後もごみ処理に要した費用を公表することで減量への意識啓発を行い、有料化など、費用負担の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度分のごみ処理決算分析を処理工程別に計算し、市ホームページで公表した。</li> <li>決算分析を基に有料化導入の必要性を検討するとともに、有料化に関する国の動向について情報収集を行った。</li> <li>一般廃棄物処理事業に係る統一的なコスト分析手法として国が定める「一般廃棄物会計基準」の導入に向けて必要な作業を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理有料化に関する国や他都市の動向等を注視し、導入の必要性について、引き続き調査・研究を進める。</li> <li>一般廃棄物会計基準の導入に向けて引続き必要な作業を行う。</li> </ul>



	基本施策	施策の方向	推進項目	施策の概要	令和4年度の実施状況	今後の方針
40	社会的課題への対応	人口減少等による影響への対応	ごみ処理広域化の検討	人口減少や高齢化の進行により、ごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見込まれ、従来の体制を維持することが困難になると予想されます。このため、国は広域的な処理や施設の集約化を図るべきであるとしており、また、愛媛県は広域ブロックを指定してごみの広域化を推進しています。このような中、本市は令和2年度に、近隣の2市3町(伊予市、松前町、砥部町、東温市、久万高原町)と広域化検討協議会を設置しました。今後は、持続可能なごみ処理体制の構築に向けて、同協議会で将来のごみ処理体制についての議論を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市を含む3市3町は、令和3年度末に策定した「松山ブロックごみ処理広域化基本構想」を基に議論を重ね、令和4年度末に「ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結した。</li> <li>この合意をもって、本市を除く2市3町が可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理等を本市に委託する体制でごみ処理広域化を実施することが決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理広域化を実施するための体制の構築に向けて、引き続き3市3町で議論を重ねる。</li> </ul>
41	社会的課題への対応	人口減少等による影響への対応	高齢者等へのごみ出し支援策の検討	高齢の方や障がいのある方にとって、日々のごみ出しにかかる負担感は大きく、高齢化が進行している現状では、支援のニーズが一層高まっています。今後は、全ての市民が無理なくごみ出しできるように、関係部局とも連携を図りながら、様々な観点から支援策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年1月から久米、垣生、河野の3地区をモデル地区として社会実験を開始し、令和4年5月には番町、東雲、宮前、高浜、五明、日浦の6地区を新たに加え、排出されるごみ量、収集作業に要する時間や人員、マンション等、高層住宅での収集、収集車両の進入や駐車が困難な狭い路に面した場所からの収集、時期による生ごみの臭いや排出されるごみの状況などを検証した。</li> <li>その結果を踏まえ、対象の要件を65歳以上で、要介護1以上又は身体障害者手帳1級若しくは2級を持つ単身の高齢者とし、令和5年3月から全市展開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、ふれあい収集を実施していく中で、市民の声に耳を傾けるとともに公平性も考慮しつつ、対象要件について、引き続き検証する。</li> </ul>
42	社会的課題への対応	人口減少等による影響への対応	新型コロナウイルス感染症等への対応	令和元年度から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症によって、私たちの生活はこれまでとは一変しました。ごみの処理は、市民生活の安定確保に不可欠な業務であり、このような非常事態でも事業を継続することが求められます。今後は、本市職員や委託業者の新型コロナウイルス等への感染防止策のほか、万一のときにも着実にごみ処理を継続できるよう、複数の処理ルートを検討するなどして、安全・安心なごみ処理体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営収集については、「清掃課独自のコロナ対策」を策定し、職員全員に厳守させた。(例：座席分離・車両乗り組み固定・市外の往来制限・会食禁止等)</li> <li>また、感染症が拡大時期にあった際は、現業職員のうち3分の1を自宅待機させる出勤体制を構築し、万一のクラスター発生時に被害が拡大しないよう留意した。</li> <li>委託業者に対しては、感染症対策の徹底のほか、万一のクラスター発生時に備え、連帯保証人となっている事業者等とのバックアップ体制構築を指示した。</li> <li>ごみ処理施設では、ごみの持込みに来た市民をはじめ、職員や運転受託者が感染することがないように、消毒剤やパーテーションを設置したり、筆記用具を定期的に消毒したりするなどして、感染対策を徹底した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の継続・更なる消毒等、対策の徹底と、職場を離れた際も感染予防策に気を抜かないよう、各自の意識付けを行う。</li> <li>ごみ処理施設を安定して運転できる体制を継続し、安全・安心なごみ処理体制の確保を図る。</li> </ul>